



診断書強要行政訴訟控訴審勝利！ シリーズ②

そもそもJR東海労からの団交申入れは 基本協約の定めに合致している！

東京高裁は10月8日、国（中労委）が控訴していた診断書強要行政訴訟控訴審について、控訴を棄却しました。これによって「労働組合の申し入れに対しては団交を開催し労使協議しなければならない」（義務的団交）という私たちの主張が、東京高裁（相澤眞木裁判長）でも認められたのです。

会社はこれまで、JR東海労の申入れに対して「付議事項に当たらない」として団交開催拒否をしていました。

しかし今回の判決では、基本協約によって義務的団交を排除できないとしながら、更に「本件各団交申入れについては、論理的に、本件団交事項を基本協約250条所定の事項に加えるべきであるということについての申入れを含むものと解されるから、本件団交事項については、同上が定める『この協約の改訂に関する事項』にあたるとみることができる。」として、JR東海労の申入れは、基本協約250条の〔(6) この協約の改訂に関する事項〕に該当すると認定しています。

つまり、会社は基本協約の解釈を誤っていた、いや、恣意的解釈をしていたことになります。また、この闘いの発端となつた「年休に診断書は必要ない」という趣旨の苦情申告も、会社側幹事が一方的に棄却しておきながら、JR東海労が法的措置をとるのではないかという動きを察知したとたん、「苦情処理委員会を開催します」と、態度を一変しました。

会社は、基本協約に沿った労組対応しているのではなくJR東海労を嫌悪することをもつて対応していると言わざるを得ません。